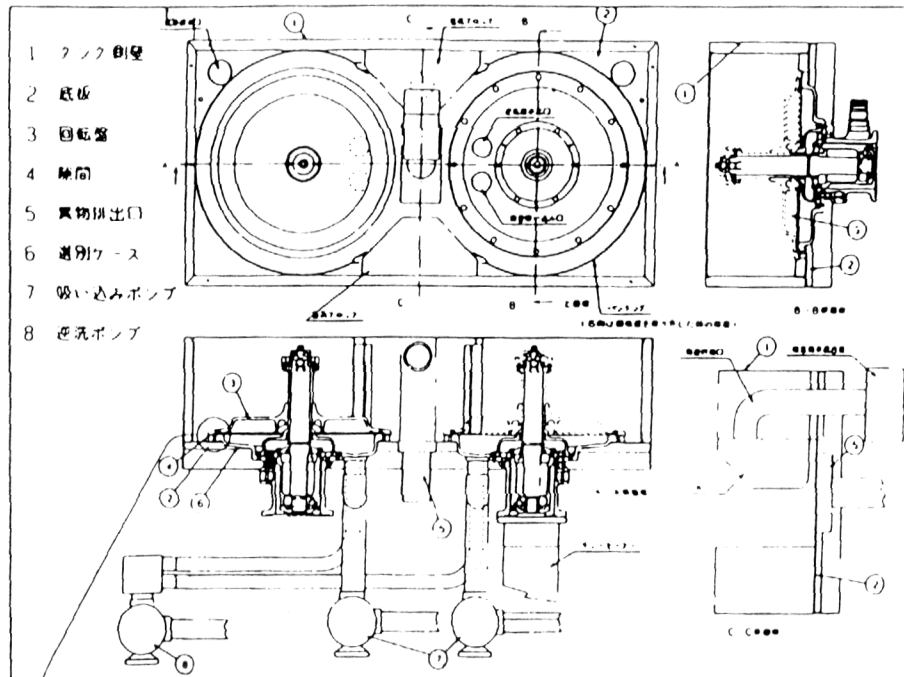


物件目録 1

下の図面（囲みの中の4つの図と、その下の拡大図）に示す構造を有するところの「フルタダストール FD-380K」および同「FD-380S」、同「FD-380J」ならびに同「FD-380C」、ならびに同「D-1C」、同「D-1L」、同「D-2L」、同「D-2S」、同「D-2K」、同「D4J」、その他の型番の「フルタダストール」ならびにこれらと同様の回転板構造を有する海苔異物除去機。

ただし、下の図では回転板が2枚のものが示されているが、他に1枚のものおよび4枚のものが、その他回転板の枚数によって限定されるものではない。



この円で囲まれた部分
を、下に拡大して図示す
る（仮に細部に矛盾があった場合
は、下の拡大図が優先する）。

回転板の一部（外周部
を構成する部材）

回転板の外周と、選別ケースの表面とが、この線に揃っている。

回轉板

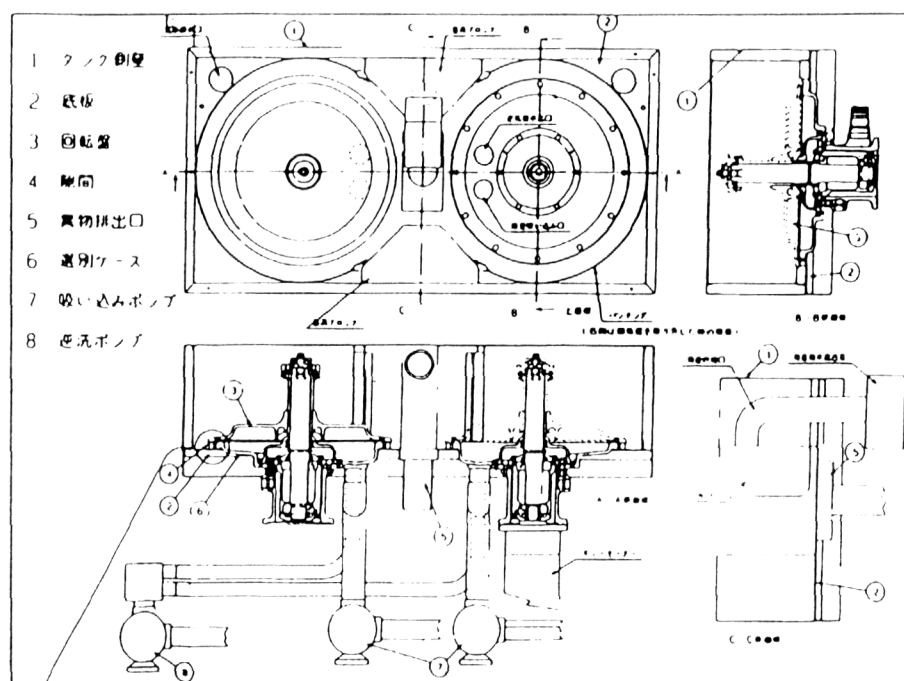
選別ケース

底板

物件目録 2

下の図面（囲みの中の4つの図と、その下の拡大図）に示す構造を有するところの「フルタダストール FD-380K」および同「FD-380S」、同「FD-380J」ならびに同「FD-380C」、ならびに同「D-1C」、同「D-1L」、同「D-2L」、同「D-2S」、同「D-2K」、同「D4J」、その他の型番の「フルタダストール」ならびにこれらと同様の回転板構造を有する海苔異物除去機。

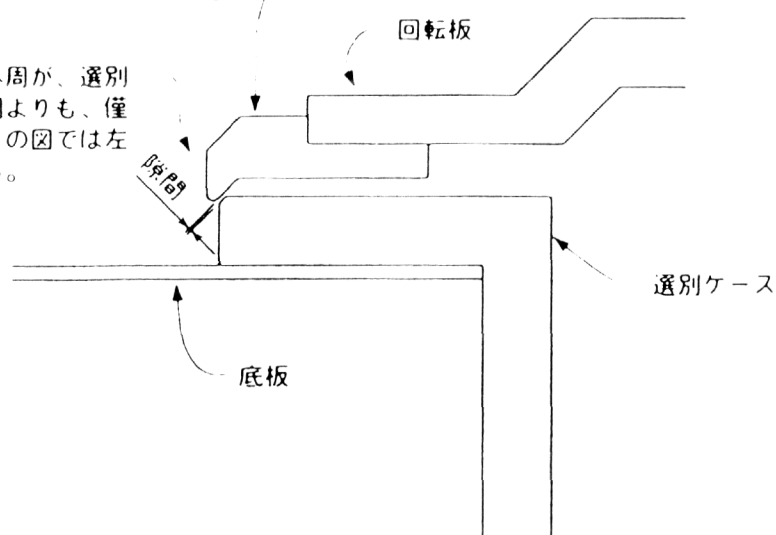
ただし、下の図では回転板が2枚のものが示されているが、他に1枚のものおよび4枚のものがあり、その他回転板の枚数によって限定されるものではない。



この円で囲まれた部分
を、下に拡大して図示す
る（仮に細部に矛盾があった場合
は、下の拡大図が優先する）。

回転板の一部（外周部
を構成する部材）

回転板の外周が、選別
ケースの外周よりも、僅
かに外に（この図では左
に）出ている。



被 告 商 品 販 売 数 量 年 度 別 一 覧 表

[illegible]

特 許 権 目 録

	目 録 (1)	目 録 (2)	目 録 (3)
① 特許番号	3 0 3 2 8 6 2	3 1 2 0 3 1 9	2 6 1 7 8 6 1
② 発明の名称	海苔異物除去装置	生海苔の異物除去方法	海苔異物分離 除去装置
③ 出願日	平成 4 年 12 月 28 日	平成 4 年 12 月 28 日	平成 4 年 10 月 13 日
④ 公開日	平成 10 年 6 月 16 日	平成 8 年 8 月 13 日	平成 6 年 5 月 6 日
公開番号	特開平 10 - 155464	特開平 8 - 205828	
警告日	平成 10 年 10 月 2 日	平成 10 年 4 月 15 日	
⑤ 登録日(特許)	平成 12 年 2 月 18 日	平成 12 年 10 月 20 日	平成 9 年 3 月 11 日
⑥ 請求項	1 乃至 5 項	1 乃至 4 項	1 乃至 3 項
略 称	X 特 許	Y 特 許	Z 特 許

海苔関連機器の製造・販売に関わる業務提携の覚書

フルタ電機株式会社（以下甲という）と株式会社親和製作所（以下乙という）とは、海苔機械業界の発展と、相互の繁栄を願い、業界におけるシェアの拡大と、適正な品質と信頼性の確保向上を期するべく、海苔関連機器の製造・販売に関わる業務提携の覚書を取り交わすものとする。

1、基本原則

甲及び乙は、相互の利益を尊重し、信義・誠実の原則に従い、この覚書を遵守するものとする。

2、個別契約

甲及び乙が個別契約において、本覚書と異なる事項を定めたるときは、この覚書の定めにかかわらず、個別契約の定めるところによる。

3、対象製品

この取り決めの対象となる製品は、異物除去機（スーパーダスター・ダストopp）、水切りミンチ（スーパーミンチ）その他甲及び乙が製造・販売する製品全般に及ぶものとする。

4、商品ブランド

甲及び乙が販売する商品のブランドは販売側のブランドを使用することとし、他のブランドを使用するときは、甲・乙協議の上で取り決めるものとする。

5、OEM 製品

- (1) 部品は原則として、製造側のものを使用することとし、販売側において共通した部品がある場合、または製造側より品質、価格等において優れたものがある場合は、これを支給することができるものとする。
- (2) 販売側は部品の材質が自社ブランドに適しない場合は、製造側に変更を指示できるものとする。但し、コストがアップした場合は、その分については、販売側の負担とする。
- (3) 甲・乙互いに自社の製造部分については責任を持ち、取扱説明書等その他添付品については、甲・乙話し合いにて決定する。
- (4) 甲は、必要に応じて甲・乙協議の上、乙に特許料を支払い、乙の特許製品を製造することが出来る。

6、販売地域およびルート

- (1) 甲・乙互いに全国を販売地域とし、各々の販売ルートに乗せて販売をする。
- (2) 甲・乙両者間に販売ルートの競合があるときは、事前に連絡をし、調整を図るものとする。

- (3) 販売ルート調整が難航した場合は、甲及び乙の市場性、市場占有率、等を勘案し、いずれか1社が販売する事とする。この場合、相手方にも応分の利益を配慮し、これにより相手方は販売側に協力を惜しまないこととする。

7、商品開発

- (1) 甲・乙互いの開発思想と、開発技術を駆使し、協力して市場性の高いヒット商品を共同開発することに努力するものとする。
- (2) 開発商品において、同一機種の商品がある場合は、互いに話し合いの上にて共同開発を行うものとする。
- (3) 設計および試作品については、話し合いにより甲・乙いずれかが主導権をとり、責任を持って完成をするものとする。
- (4) 前項において、他の一方は商品の完成に協力をしなければならない。
- (5) 商品の試作および試験の段階において、互いに連携し、総負担を等分し協力をするものとする。
- (6) 完成した開発商品の販売については、完成時に別途協議をして決定する。
- (7) 開発商品の工業所有権は、互いに連携して申請、取得するものとする。

8、アフターサービス及びクレーム処理

- (1) アフターサービスについては、甲及び乙が自ら行う場合、またはその代理店或いは販売店に依頼するものとし、甲・乙互いに相手方に業務の依頼をしないこととする。
- (2) クレームが発生した場合は、販売側が窓口となり対応し、クレームの内容を文書および口頭にて製造側に説明をすることとする。
- (3) クレームについての責任は、販売側の責任によるものを除き製造側（甲・乙各々の製造分に応じた配分において）が負う事とし、前項により、製造側は、直ちに調査、分析を行い対策を講じなければならない。これらに要する諸費用の負担については、別途協議して決定する。なお、販売側も必要に応じてクレームの解決に協力を惜しまないものとする。
- (4) 前項において、クレームの内容・原因が誤った使用方法など、ユーザーの責任に依り発生した場合は製造側は免責される事とする。

9、情報交換

甲及び乙は、この覚書を円滑に運用、また変動する経済社会に迅速に対応するために、定期にあるいは必要に応じて、担当者会議およびトップ会談を開催、情報交換を行うものとする。

10、製造物責任

- (1) 製品、部品の設計上、製造上、または表示上の欠陥により、製品または部品を組み込んだ製品の安全性が損なわれ、第三者の生命、身体もしくは財産に損害を与えたとき、または第三者との間で紛争が生じたときは、

甲・乙協力して対処するものとし、製造側または販売側が第三者より法律上の損害賠償を請求をされた場合、販売側の責任によるもの（販売側が損害賠償の責任を負う）を除き、製造側が賠償の責めを負うものとする。なお、損害賠償額は甲・乙協議してこれを定めることとする。

(2) 前項に関して、製品、部品の欠陥が販売側の行った設計に関する指示のみに起因しており、その欠陥が生じたことに製造側の過失がない場合は、この限りでない。

(3) 製造側は、製品の使用方法について、甲に対して安全対策上の注意事項を明確に指示または明示しなければならないものとする。

11、検査記録の保管

製造側は、製品、部品が良品であることを保証した検査記録を、製品、部品の納入後、5年を限度として保管しなければならない。但し、製品、部品の安全性に関する検査記録については、製品、部品の納入後、10年を超える期間保管するものとする。

12、議事録の作成

甲・乙間で技術打ち合わせ等を行った場合は、甲または乙がその都度議事録を作成し、速やかに相手方に配布するものとする。

13、秘密の保持

甲及び乙は、相互の了解を得ることなしに、取り引き上、知り得た設計・仕様・工作方法・生産量等、秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

14、協議事項

甲及び乙はこの覚書に関して解釈上の疑義を生じた場合、または規定のない事項については、別途協議の上、解決するものとする。

15、損害賠償

甲及び乙がこの覚書に違反したときは、契約を解除し、これにより生じた損害の賠償を互いに相手方に請求する事が出来るものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、記名、捺印の上、各々1通を保有するものとする。

平成 7 年 8 月 20 日

甲

〒410-0863 静岡県浜松市東区堀田通7丁目9番地

7117電機株式会社

代表取締役 **古田 幹雄**

乙

静岡県浜松市東区鷺津7063の4

株式会社親和製作所

取締役社長 **山口 茂夫**

原 告 計 算 書

		材料費	加工費	外注費	部別合計
CFW-36 平成10年度	全体の粗立	217,372.58	46,751.63	8,200.00	272,324.21
	その2				0.00
	選別槽部	171,782.83	96,310.63	39,390.00	307,483.46
	洗浄槽部	92,048.90	91,841.00	1,440.00	185,329.90
	ポンプ部	185,476.10	28,090.96	4,788.00	218,355.06
	修正	1,150.00	12,828.30	-29,000.00	-15,021.70
	費目別合計	667,830.41	275,822.52	24,818.00	968,470.93
CF-36 平成12年度	全体の粗立	216,064.00	14,628.00	5,540.00	236,232.00
	その2		102,802.00		102,802.00
	選別槽部	139,347.00	92,571.00	3,610.00	235,528.00
	洗浄槽部	80,145.00	26,719.00	1,150.00	108,014.00
	ポンプ部	166,184.00	71,875.00	5,108.00	243,167.00
	修正				0.00
	費目別合計	601,740.00	308,595.00	15,408.00	925,743.00

		価格	その割合	製造原価	1台マージン
CFW-36	標準小売価格	2,900,000			
	当社出荷価格A	1,885,000	0.65		
	当社出荷価格B	2,030,000	0.35		
	平均出荷価格	1,935,750		968,470.93	967,279
CF-36	標準小売価格	2,000,000			
	当社出荷価格A	1,300,000	0.65		
	当社出荷価格B	1,400,000	0.35		
	平均出荷価格	1,335,000		925,743.00	409,257

原告損害額計算書

		台数	1台あたりの原告の損害	原告の損害額（特許法102条1項の）	要賠償の弁護士費用（左の1割）	弁護士費用を含む損害額
D-1C （1枚型）	平成10年度	0	360,000	0	0	0
	平成11年度	61	360,000	21,960,000	2,196,000	24,156,000
	平成12年度	8	360,000	2,880,000	288,000	3,168,000
	合計	69		24,840,000	2,484,000	27,324,000
D-1L （大型回転板の1枚型）	平成10年度	0	770,000	0	0	0
	平成11年度	12	770,000	9,240,000	924,000	10,164,000
	平成12年度	18	770,000	13,860,000	1,386,000	15,246,000
	合計	30		23,100,000	2,310,000	25,410,000
D-2Sなど （2枚型）	平成10年度	199	770,000	153,230,000	15,323,000	168,553,000
	平成11年度	180	770,000	138,600,000	13,860,000	152,460,000
	平成12年度	47	770,000	36,190,000	3,619,000	39,809,000
	合計	426		328,020,000	32,802,000	360,822,000
D-4J （4枚型）	平成10年度	0	1,540,000	0	0	0
	平成11年度	5	1,540,000	7,700,000	770,000	8,470,000
	平成12年度	4	1,540,000	6,160,000	616,000	6,776,000
	合計	9		13,860,000	1,386,000	15,246,000
合計	平成10年度	199		153,230,000	15,323,000	168,553,000
	平成11年度	258		177,500,000	17,750,000	195,250,000
	平成12年度	77		59,090,000	5,909,000	64,999,000
	合計	534		389,820,000	38,982,000	428,802,000